

文京愛菊会・搬出入費助成規程

(目 的)

第1条 この規定は、文京愛菊会の会員が、菊花展示会の搬出入にレンタカー、又は運送業者、タクシー等を使用した場合に、会長が菊まつり実行委員会に代行申請して、会員が費用の助成を受けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金申請の対象となる者は、菊まつり実行委員会で手配した運送業者以外でレンタカー又は運送業者等と契約、又はタクシーを使用して賃金を支払う、又は支払った者とする。

2 複数会員でとりまとめて契約とした場合は、契約者のみを対象者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、搬入搬出の回数に係わらず、次に定める額を上限とする。

(1) レンタカーを使用した場合 10,000 円

(2) 運送業者を利用した場合 5,000 円

(3) タクシーを利用した場合 1,000 円

2 会長が特に認める場合は、前項によらず会長が助成金の額を定めることができる。

(申 請)

第4条 助成金を申請する者は、当該年度の9月から菊花展示会の終了日まで、に会長又は役員に事前又は事後報告するとともに、12月役員会までに、会長が定める書式で申請書を提出するものとする。

2 会長は、会員から申請の報告を受けた場合は、速やかに菊まつり実行委員会への申請を代行して助成金を受取り、会員に支払うものとする。

(委 任)

第5条 この助成規程に定めない事項については、会長が別に定める。

(付 則)

この規程は、令和3年4月10日から施行する。